

【ベトナム】 公共の場における喫煙規制

海外立法情報課・大友 有

* WHO たばこ規制枠組み条約（注1）の批准国であるベトナム（2003年9月3日署名、2004年12月17日批准）では、2009年8月、グエン・タン・ズン首相が同条約に関する実施計画を承認し（注2）、2010年1月より一部の公共の場における喫煙が禁止された。ベトナムにおける喫煙規制の取り組みと現状を紹介する。

ベトナム社会と喫煙

WHOによれば（注3）、ベトナムは世界のなかでも喫煙者数が多い国の一つで、成人男性の半数以上が喫煙者である。ベトナムでは喫煙に起因する疾病による死亡者が年間4万人にのぼり、その数は交通事故による死亡者数の約3倍にあたる。ベトナム社会における喫煙で特徴的かつ問題となるのが若年層による喫煙であり、13歳から15歳の子どもの10%が喫煙しているといわれている。このように喫煙が子どもにまで蔓延しているベトナムでは、成人喫煙者の約65%が職場で、また約90%が自宅で喫煙しているという調査結果もあり、非喫煙者は日常的に受動喫煙の状態にさらされていると指摘されている。

ベトナムにおける喫煙規制への取り組み

ベトナムにおける喫煙規制への取り組みの基礎は、2000年8月14日に公布された「2000-2010年 国家たばこ規制政策に関する政府決議」（注4）である。同決議では、たばこに起因する疾病への罹患率及びたばこに起因する疾病による死亡率を減少させることを目的に、たばこ消費の削減とたばこ製品の供給削減を目指す政策を打ち出した。

具体的には、①男性の喫煙率を50%から20%へ減少させること、②女性の喫煙率を2%以下に減少させること、③15歳から24歳までの青少年の喫煙率を26%から7%へ減少させること、④非喫煙者のたばこの煙のない清潔な空気を吸う権利を侵害しないこと、⑤個人、家族、社会全体の喫煙に起因する損失を減少させること、を目標とした。

政府決議ではこれらの目標を達成するために次の具体的政策を挙げている。

(1) たばこ消費の削減を目的とした政策

①啓発活動、②広告規制、③たばこパッケージへの警告文の表示、④たばこ税の引き上げ（注5）、⑤禁煙の支援、⑥禁煙エリアの設置

(2) たばこ製品の供給削減を目的とした政策

①たばこ生産にかかる規制、②たばこ販売にかかる規制（18歳以下の者へのたばこ販売禁止を含む）、③たばこ輸入の禁止、④たばこ製品の密輸にかかる規制

- (3) たばこ規制に関する国際協力
- (4) たばこ規制政策の実施：国家たばこ規制プログラムを設置し、組織的にたばこ規制政策を実施する。
- (5) 国家たばこ規制プログラムの実施：政府決議を実施する運営委員会を設置する。
- (6) 閣僚から草の根レベルまですべてのレベルにおけるたばこ規制政策の実施
ベトナム政府は、この「2000-2010年 国家たばこ規制政策に関する政府決議」の後、2004年のWHO たばこ規制枠組み条約の批准、2009年の同条約に関する実施計画の承認を経て、2010年1月から一部の公共の場における禁煙を義務付けるに至ったのである。

たばこ規制枠組み条約に関する実施計画に基づく喫煙規制と現状

WHO たばこ規制枠組み条約に関する実施計画には、公共の場における喫煙の規制、たばこ税の引き上げ、輸入たばこの関税引き上げ、たばこ販売の制限等、たばこ消費の抑制政策が盛り込まれた。同実施計画に基づき、2010年1月から、学校、幼稚園、保健関連施設、図書館、映画館、劇場、コミュニティー文化施設、屋内のオフィス、爆発・火災の危険の高い場所、及び公共交通機関における喫煙が禁止され、これら喫煙が禁止されている場所においては「禁煙」の標識を掲示することが定められた。また、屋内の公共施設（体育館、屋根付き競技場、展示会場、鉄道駅、バス停、空港、港の待合室）、及び屋内の娯楽施設、バー、カラオケ、ホテル、ディスコ等における喫煙は、換気設備を備えた特定の喫煙場所でのみ許されることとなった（注6）。さらに、これらの喫煙規制に違反した者には、50,000 ベトナムドン（US\$2.6）から 100,000 ベトナムドン（US\$5.2）の罰金が科せられる。

しかし、一部の公共の場における喫煙規制が始まった2010年1月以降、政府による喫煙規制は実効性がないとの指摘もなされており、喫煙規制を実施するための明確なガイドラインの策定が求められている。

注（インターネット情報はすべて2010年4月16日現在である。）

- (1) WHO Framework Convention on Tobacco Control <<http://www.who.int/fctc/en/>>
- (2) たばこ規制枠組み条約の実施計画に関する首相令 (No:1315/QD-TTg)
<http://www.seatca.org/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=111&Itemid=70>
- (3) WHO ベトナム代表事務所 HP “Tobacco Control Background”
<http://www.wpro.who.int/vietnam/sites/dhp/tobacco_control/background.htm>
- (4) 政府決議 No:12/2000/NQ-CP
<<http://www.moh.gov.vn/homebyt/en/portal/InfoDetail.jsp?area=58&cat=1974&ID=1623>>
- (5) ベトナムのたばこ税率は45%で、他のASEAN諸国と比べてその税率は低い。ASEAN諸国のなかで最もたばこ税率が高いのはタイで70%、次いでシンガポールが69%である。
- (6) これら屋内の公共施設での喫煙は順次禁止されると定められている。